

## 決算関係スケジュール（例）

注）あくまで、例示であることから、各社会福祉法人の実態に応じて適切に実施願います。

期 間	貴法人 予定月日	月日（例）	主要項目	理事会・定時評議員会招集通知				
				参考 文例	月日（例）	貴法人 予定月日	期間	
毎会計年度終了後3月以内 4週間経過日 (6月8日) まで      2週間前の日から (中14日間)	3月31日	3月31日	○決算期					
	月 日	5月10日	○事業報告等（事業報告及びその附属明細書）の提出 （理事→各監事） ○計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録の提出 （理事→各監事） 〈（必要に応じて）特定理事の選定（任意）〉					
			○理事会招集通知の発出	例6	5月23日	月 日	←	
			○監事監査の実施 ・ 監事で監事監査の実施方法（日程、職務分担など）について協議 ・ 業務監査及び会計監査の実施 ・ 監査報告の作成 〈（必要に応じて）特定監事の選定（任意）〉				1週間前まで （中7日間）	
		月 日	5月29日	○監査報告の提出（特定監事→特定理事）	例19			
		月 日	5月31日	○理事会の開催 ・ 事業報告等、計算関係書類及び財産目録の承認 ・ 定時評議員会の日時・場所、議題等（決算・新役員・報酬基準等※） の決定				
		月 日	6月1日	○事業報告等、計算関係書類及び監査報告を事務所に備置き ○定時評議員会の招集通知の発出 （計算書類、事業報告、財産目録及び監査報告の提供）	例11	6月1日	月 日	←
		月 日	6月16日	○定時評議員会の開催 ・ 計算書類及び財産目録の承認 事業報告の報告 ・ 新役員の選任、報酬基準の承認等※				1週間前まで （中7日間）
	月 日	6月30日 まで	○資産の総額の登記 ○所轄庁への届出・公表 ○財産目録等を事務所に備置き					

※社会福祉充実残額がある法人は、社会福祉充実計画の承認も併せて行うことになる。